

## 出演・演奏業務の委託に関する契約書

―演奏を依頼する側の法人名または個人名（以下「甲」という。）と、演奏を受託する側の法人名または個人名（以下「乙」という。）とは、以下の各条項を内容として契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

### 第1条（契約の骨子）

- 甲は、前項の定めに基づき、甲が運営する施設において開催される各種イベント、甲が主催する各種イベント、甲が主催する各種イベントに関する録音又は撮影作業等に関して、甲が本条第1項に定める業務を委託し、乙はこれを受託する（以下、「本委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

出演・演奏日	_____年 月 日 _____時 分 _____分
出演・演奏場所	_____
出演・演奏時間	_____時 分 ~ _____時 分
出演・演奏場所到着時刻	_____時 分
予定拘束時間	_____時間 分
出演・演奏の内容	_____
業務委託料	_____金 円（税込）
交通費の負担者（どちらかを丸印で囲むものとする。）	甲負担 / 乙負担
支払期限	_____年 月 日

- 甲は、前項規定の業務委託料及び交通費（「甲負担」の場合に限る。）を、前項記載の支払期限までに、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する金融機関口座に振り込む方法をもって支払う。なお、振込手数料は甲が負担する。
- 乙は、本委託業務においては善良なる管理者の注意義務を負うものとし、演奏家としての技量に即して~~乙が負うべき~~義務を負う。
- 甲は、乙に本委託業務の提供が滞り、または本委託業務の提供が中断した場合、甲が本条第1項に定める業務委託料を支払う義務を負う。ただし、甲が本条第1項に定める業務委託料を支払ったにもかかわらず、乙が本条第1項に定める業務委託料を支払うべき事由に基づき、乙が本委託業務の提供を拒否し、または本委託業務の提供が滞り、または本委託業務の提供が中断した場合、甲が本条第1項に定める業務委託料を支払う義務を負わないことを認める。

### 第2条（委託業務における甲及び乙の権利義務）

- 甲は、乙が円滑に委託業務を提供できるよう、所要の協力を行うものとする。
- 委託業務の提供に関して必要な著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）の許諾については、甲が自らの責任と負担において対応するものとする。
- 乙は、委託業務提供の事実または予定に関して、任意に対外的に告知及び広報（SNSでの動画発信を含むが、それに限らない。）することができるものとする。但し、そのあり方や程度等について甲より要望が出された場合には、その内容を十分に尊重しなければならない。
- 甲は、乙が委託業務を提供する様子を撮影した動画や録音した音声等を、乙に無断で第三者に開示、または自ら利用、複製、加工などしてはならない。

### 第3条（契約の解除）

- 甲及び乙は、本条第1項に定める業務委託料を支払ったにもかかわらず、乙が本委託業務の提供を拒否し、または本委託業務の提供が滞り、または本委託業務の提供が中断した場合、甲が本条第1項に定める業務委託料を支払う義務を負わないことを認める。ただし、甲が本条第1項に定める業務委託料を支払ったにもかかわらず、乙が本委託業務の提供を拒否し、または本委託業務の提供が滞り、または本委託業務の提供が中断した場合、甲が本条第1項に定める業務委託料を支払う義務を負うものとする。
- 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係有することが明らかになった場合には、直ちに本契約を解除することができ、また相手方は解除と同時に一切の期限の利益及び損害賠償請求権を失うものとする。

### 第4条（委託業務の提供中止の取扱い）

本契約がその理由を問わず甲により解約された場合には、乙は甲に対して、以下の基準に基づくキャンセル料の支払いを求めることができる。

委託業務提供予定日の32日前以前の解約	第1条第1項規定の業務委託料（税込）の25%
委託業務提供日の31日前から8日前までの間の解約	同50%
委託業務提供日の7日前から前日までの間の解約	同75%
委託業務提供日当日の解約	同100%

### 第5条（損害賠償）

- 乙は、別段の定めがある他、本契約に関連して甲に損害を与えた場合には、相当因果関係の認められる範囲において損害を賠償する義務を負う。なお、乙が賠償すべき損害の金額は、第1条第1項規定の業務委託料を限度とする。
- 前項に関わらず、乙が不可抗力により本契約の義務を履行できない場合は免責される。

### 第7条（個人情報取扱い）

甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項により定義される個人情報という。）は関係法令に従って適正に管理しなければならない。相手方から漏洩防止等を目的に管理方法は是正を求められた場合には、直ちにこれに同意し、必要に応じて関係法令に従って適正に管理するものとする。

### 第8条（本契約の効力）

本契約終了後も第1条第2項の内の決済方法についての規定、第2条第2項から第4項、第4条の1、第9条までの効力は残存する。

### 第9条（管轄裁判所）

本契約に関連して紛争が生じた場合には、甲所在地管轄の地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第10条（特約条項）

本契約締結に際して、前条までの内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の内容が優先されるものとする。

本契約の取り交わしに際して発生する印紙税等の負担は折半する。

\_\_\_\_\_年 月 日  
甲)

乙)

Sample Sample Sample